



＜市町村民税所得割額の確認方法＞ ①認可保育施設等の階層区分算定用 及び ②第一子保育料無料化・軽減事業用

市民税所得割額は、会社で給与から市民税が差し引かれている方や御自身で税申告をして市民税を納めている方の場合、市民税の通知書で目安の額を確認することができます。

児童の父母の市民税所得割額の合算により区分を判定します。※父母の収入等の状況により、同居の祖父母等も合算する場合があります。

I 会社員等（市民税が給与天引きの方）

通知名「市民税・県民税特別徴収税額の決定（変更）通知書」

通知は、勤務先から配布されます。配布時期は、勤務先にご確認ください。課税する市区町村により通知名や様式は異なります。

郡山市の帳票サンプルです

給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入		主たる給与以外の合算所得区分							課税標準	総所得③		税	市民税	税額控除額④					
	給与所得			所得区分								山林所得			税額控除額⑤		所得割額⑥			
	その他の所得計			総所得金額①								分離短期譲渡			均等割額⑦		県民税	税額控除額⑧		
所得控除	雑損		障・寡・勤							先物取引		特別徴収税額⑨		控除不足額⑩						
	医療費		配偶者							扶養親族該当区分	本人該当区分	繰越損失		既充当額⑪						
	社会保険料		配偶者特別							特定	同居	その他		並納付額(⑧-⑩-⑪)						
	小規模企業共済		扶養							未成年者	特	他		変更前税額⑫						
	生命保険料		基礎							配偶者	同	他		増減額(⑫-⑬)						
地震保険料		所得控除合計②							配	定	者		要	更	月		月			

住宅借入金等特別税額控除額  
寄附金税額控除額

・所得区分、扶養親族該当区分の控配と老配、本人該当区分、繰越損失に該当する場合は\*印で、扶養親族は人数で、それ以外は円単位です。

※「住宅借入金等特別控除額、寄附金税額控除額」と「市民税 所得割額⑥」を合計した額が目安です。配当控除等は適宜に記載されないため、市で確認いたします。また、配当控除や外国課税控除等の控除も通知に記載されないため、市で算定します。

## II 自営業者等（市民税を個人納付している方）

通知名「市民税・県民税通知書」

通知は、今年1月1日現在の住所地から送付されています。送付時期は該当住所地にご確認ください。課税する市区町村により通知名や様式は異なります。

課税標準額・税額明細書 P 4

○課税標準額・算出所得割額 (単位：円)

区分	課税標準額 (1,000円未満切捨て)	市民税 算出所得割額	県民税 算出所得割額
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			

課税標準額＝所得金額－所得控除額

○減免額 (単位：円)

市民税	
県民税	

○所得割額 (単位：円)

区分	算出所得割額の 合計(①～⑦の計)	調整控除額	配当・外国 税額控除額	住宅借入金等 特別税額控除額	寄附金税額 控除額	配当割額・株式等 譲渡所得割額控除額	所得割額 (100円未満切捨て)
市民税							
県民税							

○税額 (単位：円)

市民税	所得割額	均等割額	市民税の税額	合計年税額③(※1)	給与特別徴収税額⑨	年金特別徴収 税額⑩	普通徴収税額 ⑤－⑧－⑪
県民税	所得割額	均等割額	県民税の税額				所得割額から控除することができなかった 配当割額・株式等譲渡所得割額控除額(※2)

※1 減免が該当する場合、市民税・県民税の税額から減免額を差し引いた額となります。 ※2 所得割額から控除することができなかった額は年税額に充てられます。

郡山市の帳票サンプルです

※「市民税 算出所得割額の合計」から「市民税 調整控除額」を引いた額が目安です。

## その他

- 住民税課税証明書でも市民税所得割額が確認できます。1月1日時点での住所地または課税元の市区町村にお問い合わせください。証明書の名称は市町村により異なります。なお、証明書の発行には手数料がかかります。
- 未申告の場合は、税申告をお済ませください。

